

富士見市印鑑条例の一部を改正する条例の要旨

1 制定趣旨

個人番号カードを利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を実施するため、富士見市印鑑条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

- (1) 第10条（印鑑登録証の引替交付）を削除。
- (2) 第13条（印鑑登録原票登録事項変更の届出）を削除。
- (3) 上記の2条を削除したことによる各条の繰上げ整理。
- (4) 繰上げ後の第16条に第4項（個人番号カードを利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）を加える。

3 施行日

- (1) 公布の日から施行。
- (2) 第16条に4項を加える規定は規則で定める日から施行。

富士見市印鑑条例（昭和49年条例第37号）新旧対照表

新	旧
<p>(登録資格)</p> <p>第3条 _____住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者は、一人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録申請者の本人確認等)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により印鑑の登録の申請（以下「登録申請」という。）があったときは、当該登録申請者が本人であること又は<u>当該登録申請が本人の意思に基づくものであることの確認</u>（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第2項の規定による照会に対し、<u>規則で定める期間内に回答書の持参がないときは、当該登録申請の印鑑の登録をしてはならない</u></p> <p>。</p> <p>(印鑑登録証の交付)</p> <p>第9条 市長は、前条の規定により、印鑑の登録をしたときは、当該印鑑の登録を受けた者（以下「印鑑登録者」という。）に対して、印鑑の登録を受けている旨を証する<u>カード</u>（以下「印鑑登録証」という。）を直接に交付する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第3条 <u>市内に住所を有し、</u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者は、一人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録申請者の本人確認等)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により印鑑の登録の申請（以下「登録申請」という。）があったときは、当該登録申請者が本人であること又は<u>当該申請</u>が本人の意思に基づくものであることの確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第2項の規定による照会に対し、<u>別に</u>定める期間内に回答書の持参がないとき、<u>又は当該申請が本人の意思に基づかないものであることが明らかになったときは、当該申請を受理してはならない。</u></p> <p>(印鑑登録証の交付)</p> <p>第9条 市長は、前条の規定により、印鑑の登録をしたときは、当該印鑑の登録を受けた者（以下「印鑑登録者」という。）に対して、印鑑の登録を受けている旨を証する<u>書面</u>（以下「印鑑登録証」という。）を直接に交付する。</p> <p>2 (略)</p>

(印鑑登録証亡失の届出)

第10条 (略)

(印鑑登録原票登録事項の職権修正)

第11条 市長は、法に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、第13条の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正しなければならない。

(登録廃止の申請)

第12条 (略)

(印鑑登録の抹消)

第13条 (略)

(代理人及び代理人の本人確認)

第14条 第4条、第5条第2項、第9条第1項、第10条及び第12条に規定する申請等について、やむを得ない事由により自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添

(印鑑登録証の引替交付)

第10条 印鑑登録者は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、規則で定める申請書に当該印鑑登録証を添えて、市長に引替交付を申請することができる。ただし、当該印鑑登録証に記載された登録番号の判読が困難なときは、この限りでない。

(印鑑登録証亡失の届出)

第11条 (略)

(印鑑登録原票登録事項の職権修正)

第12条 市長は、法に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、第15条の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正しなければならない。

(印鑑登録原票登録事項変更の届出)

第13条 印鑑登録者は、印鑑登録原票の登録事項(印影を除く。)について変更を生じたときは、印鑑登録証を添えてその旨を市長に届けることができる。

(登録廃止の申請)

第14条 (略)

(印鑑登録の抹消)

第15条 (略)

(代理人及び代理人の本人確認)

第16条 第4条、第5条第2項、第9条第1項、第10条、第11条、第13条及び第14条に規定する申請等について、やむを得ない事由により自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を

えて、代理人により行うことができる。

2・3 (略)

(印鑑登録証明書)

第15条 (略)

(印鑑登録証明書の交付申請)

第16条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、規則で定める申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録者が電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、当該印鑑登録証の添付を要しないものとする。

2 (略)

3 第14条第2項及び第3項の規定は、第1項本文の規定による申請について準用する。

4 前3項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用し、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

(証明手数料)

添えて、代理人により行うことができる。

2・3 (略)

(印鑑登録証明書)

第17条 (略)

(印鑑登録証明書の交付申請)

第18条 印鑑登録証明書の交付を受けようとする印鑑登録者又はその代理人は_____、規則で定める申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録者が電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、当該印鑑登録証の添付を要しないものとする。

2 (略)

3 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項本文の規定による申請について準用する。

(証明手数料)

第17条 (略)

(印鑑登録証明をすることができない場合)

第18条 市長は、_____ 次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録の証明をすることができない。

(1) 印鑑登録証の提示を求めた場合において、これに応じないとき。

(2) (略)

(関係人に対する質問)

第19条 (略)

(閲覧の制限)

第20条 (略)

(富士見市行政手続条例の適用除外)

第21条 (略)

(委任)

第22条 (略)

第19条 (略)

(印鑑登録証明の拒否_____)

第20条 市長は、印鑑登録者又はその代理人が次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録の証明をすることができない。

(1) 印鑑登録証の提示がないとき

—。

(2) (略)

(関係人に対する質問)

第21条 (略)

(閲覧の制限)

第22条 (略)

(富士見市行政手続条例の適用除外)

第23条 (略)

(委任)

第24条 (略)